

会則・内規一部改定(案)

■会則一部改定(案)

- 改定点 : ●会則第4章(役員)  
          :「第7条本会の運営に当たり」および、  
          ●内規  
          :「役員役割・業務」

⇒新たな役員として「顧問」を置く。

「顧問の役割、資格、対応」

◆役割

支部事業活動全般（個別活動を含む）に対するアドバイスおよび、支部長からの依頼による支部重要課題（ex. 本部、5支部からの指示による課題（大撮影会、5支部展、周年記念行事等））に対する推進支援。

◆資格

支部長、本部役員経験者（本部役員、支部長退任後）

◆対応

- ・支部活動全般に対するアドバイス
- ・個々の活動（作品展、撮影会、研究会等）に対するアドバイス
- ・支部重要課題対応に関わる推進支援  
    ⇒支部長からの依頼、委員会orPJ編成による推進支援
- ・その他

◆任期

- ・他役員と同様、2年とする（ただし、再任を妨げない）

以 上